



2025年6月20日

各 位

会社名 株式会社 日本取引所グループ  
代表者名 取締役兼代表執行役グループCEO 山道 裕己  
(コード 8697 プライム市場)  
問合せ先 広報・IR部長 高田 雅裕  
(TEL (03)3666-1361)

### 役員向け株式報酬制度における株式交付信託の信託期間延長に伴う追加抛出について

当社は、本日開催の報酬委員会において、2018年度から導入している、当社及び当社グループの事業運営の中核を担う子会社（以下「中核子会社」といい、当社と中核子会社を総称して、以下「対象会社」という。）の役員（執行役及びこれに準ずる者をいい、社外取締役、監査委員である取締役及び監査役等を除く。以下同じ。）を対象とした株式交付信託（以下「本信託」という。）による株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、信託期間を延長し、追加抛出を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本制度の概要及び目的

本制度は、対象会社の役員に対し、株主の皆様との利害の共有を進めるとともに、持続的な企業価値の向上への貢献意欲をさらに高めるため導入した、役位や業績等に応じて当社株式を交付するインセンティブ・プランです。

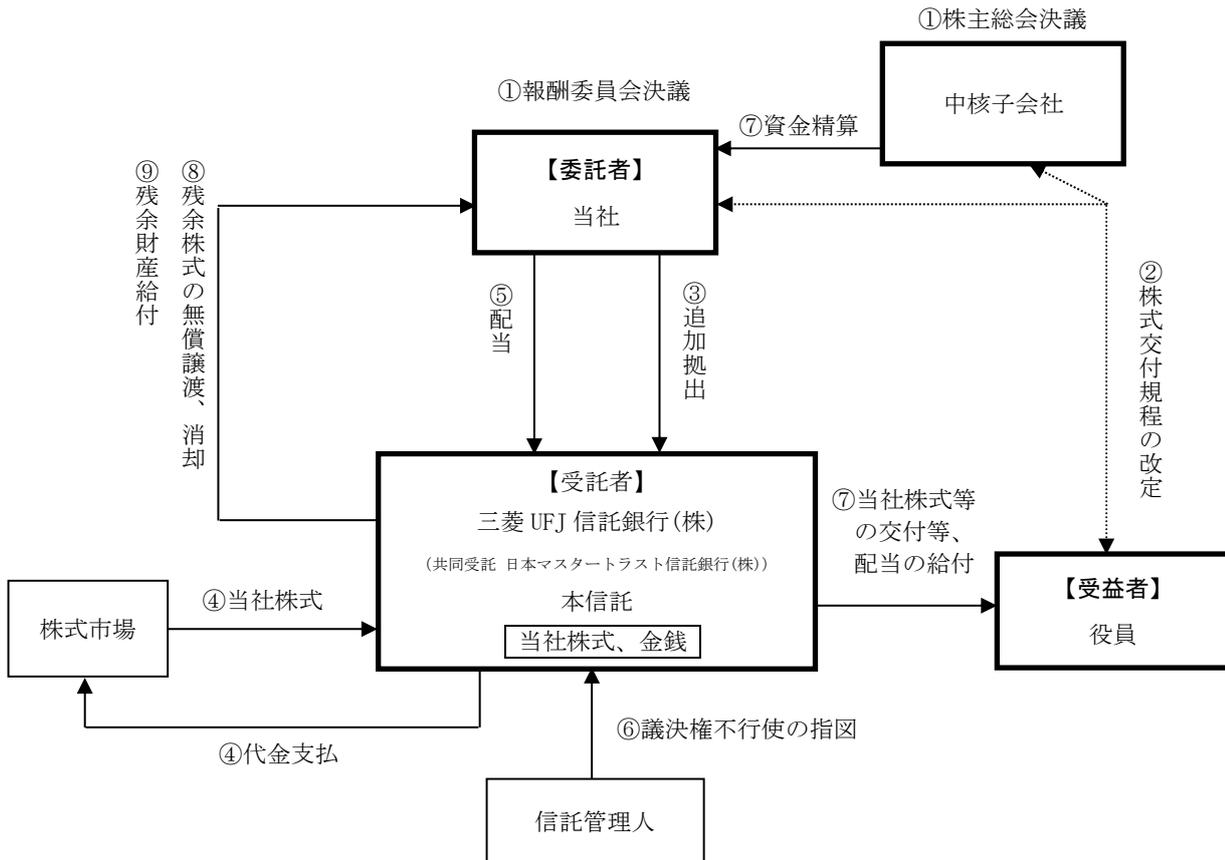
#### 2. 追加抛出の理由及び追加抛出する金銭の額

当社では、本年度から『中期経営計画 2027』が開始することを踏まえ、役員報酬の体系が、中長期的な企業価値向上に資するものとなるよう株式報酬を拡充し、役員報酬における中長期インセンティブの割合を高めることとしました。これにより、当社の中長期における持続的成長を実現し、株主の皆様との利益の共有を一層推進していきたいと考えております。本制度を継続し、信託期間を延長することに伴い、新たな対象期間中に交付することが見込まれる当社株式を取得するため、本信託に対して株式取得資金等を追加抛出することといたします。

#### 【追加抛出の内容】

追加抛出日	2025年8月1日（予定）
追加抛出する金額	15.1億円（予定）（信託報酬及び信託費用を含む。）
株式の取得時期	毎事業年度5月（予定） ただし、2026年3月31日で終了する事業年度に限っては8月（予定）

〈ご参考／本制度の仕組み〉



- ① 本制度の継続にあたり、指名委員会等設置会社である当社は報酬委員会において承認決議を得ており、監査役会設置会社である中核子会社は、必要に応じて株主総会において役員報酬に関する承認決議を得ます。
- ② 対象会社は、本制度の継続にあたり、対象会社ごとに役員報酬に係る「株式交付規程」を一部改定する場合があります。
- ③ 当社（委託者）は、役員株式報酬の原資となる金銭を①の報酬委員会等での決議内容に基づき信託銀行（受託者）に信託し、受益者要件を充足する役員を受益者として設定した信託（以下「本信託」という。）に追加拠出します。
- ④ 本信託の受託者は、信託管理人の指図に従い、信託期間中の各事業年度の一定時期に、③で拠出された金銭のうち所定の金額を用いて、当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、②の株式交付規程に従い、事業年度ごとに、役員に対して、役位等に応じたポイントが付与され、当社は、中核子会社との間で株式報酬の原資となる金銭に係る精算を行います。付与されたポイントの一部は、当社の業績条件の達成度に応じて変動します。また、原則としてポイントの付与から3年経過後（ただし、当該期間経過前に役員が退任等をする場合は当該時点）に、一定の受益者要件を充足する役員に対して、付与されたポイントに応じて当社株式等が交付等されます。なお、本信託内の当社株式に対して支払われた配当についても、付与されたポイントに応じて一定の受益者要件を充足する役員に給付されます。
- ⑧ 業績条件の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加拠出を行うことにより本制度若しくはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用するか、又は本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、その消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については対象会社及び役員と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

〈ご参考②／本制度の詳細〉

(1) 本制度の概要

本制度は、毎年3月に開催される報酬委員会等の決議に基づき、役員に対して事業年度ごとに株式報酬基準額に相当するポイントを付与し、原則としてポイントの付与から3年経過後に、役員に対して役員報酬として付与されたポイントに相当する数の当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。

また、本制度は、事業年度ごとに役位等に応じてポイントが付与され、それ以降変動しない「固定部分」と、事業年度ごとに役位等に応じてポイントが付与された後、業績条件の達成度に応じて変動する「業績連動部分」から構成されます。

「固定部分」は株主の皆さまとの利害共有の強化を、「業績連動部分」は中長期的な企業価値向上に対する動機づけ及び業績と報酬との連動性の強化を主な目的としております。

(2) 本制度の対象者（受益者要件）

役員は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、原則としてポイントの付与日から3年経過後に、本信託から固定ポイント及び業績連動ポイント（下記（4）において定める。）に応じた当社株式等の交付等及び当社株式に生じる配当金の給付を受けるものとします。

- ① ポイントを付与する時点において役員であること
- ② 国内居住者であること
- ③ 自己都合や解任等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 下記（4）に定める固定ポイント及び業績連動ポイントが決定されていること
- ⑤ その他本制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

(3) 信託期間

延長後の本信託の信託期間は、2025年9月1日（予定）から2028年8月末日（予定）までの3年間とします。当社は、延長後の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を3年間延長して本制度を継続することがあり、この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託の信託期間を再延長することがあります。

当社は延長された信託期間ごとに、下記（5）に定める信託金の上限金額の範囲内で、役員に対する株式報酬の原資となる金銭の追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、役員に対するポイントの付与を行います。ただし、延長された信託期間に係る追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に本信託内に残存する当社株式及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、当該残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額を、当該上限金額の範囲内に収めるものとします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合においても、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある役員が在任している場合には、当該役員に対する当社株式等の交付等が完了するまで本信託の信託期間を延長させることがあります。

(4) 役員に交付等が行われる株式数（換価処分の対象となる株式数を含む。）

信託期間中、毎年、役員に対して、役位等に応じて以下に定める算定式により算出された、固定部分に係る「固定ポイント」及び業績連動部分に係る「業績連動基礎ポイント」が付与されます。

原則として、事業年度ごとのポイント付与日からそれぞれ3年経過後に、当該ポイント付与日に付与された業績連動基礎ポイントに当社の業績条件の達成度に応じた業績連動係数<sup>(※1)</sup>を乗じること  
で得られる「業績連動ポイント」が算出され、役員に対して固定ポイント及び業績連動ポイントに応じた当社株式等の交付等が行われます。

なお、1ポイント当たりの当社株式の数は1株とします<sup>(※2)</sup>。

(ポイントの算定式)

①固定ポイントの算定

固定ポイント＝固定部分の株式報酬基準額÷平均取得単価<sup>(※3)</sup>(小数点以下切捨て)

②業績連動ポイントの算定

業績連動基礎ポイント＝業績連動部分の株式報酬基準額÷平均取得単価<sup>(※3)</sup>(小数点以下切  
捨て)

業績連動ポイント＝業績連動基礎ポイント×業績連動係数(小数点以下切捨て)

(※1) 業績連動係数は、当該ポイントの付与日から3年経過後時点における当社の連結ROE  
の水準及び当該ポイントの付与日の直前事業年度末から3年経過後までの期間にお  
ける当社株式の株主総利回り(TSR)の相対評価(JPX日経インデックス400(配当込  
み指数)の成長率との比較)に応じて0%~200%の範囲で変動します。

(※2) 信託期間中にポイント数の調整を行うことが公正であると認められる株式分割・株式  
併合等の事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

(※3) 当該ポイントを付与する事業年度に本信託が取得した当社株式の平均取得単価としま  
す。

(5) 本信託に拠出する信託金の上限金額及び役員に付与されるポイントの上限

信託期間中に当社が本信託に拠出する信託金の上限金額は1,510百万円とします。

なお、上記金額は、将来の役員員の員数の増加や株式報酬の拡大にも対応できるよう考慮した金額で  
あり、信託期間中の各事業年度に係る株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出していま  
す。

また、信託期間中、役員に付与される1事業年度当たりのポイントの総数(当該事業年度に付与さ  
れる固定ポイントの総数と、当該事業年度に付与される業績連動基礎ポイントの総数に業績連動係数  
の最大値である200%を乗じることによって得られる値の和)は、当該事業年度に係る株式取得資金(1事  
業年度当たりの株式取得資金の上限金額は520百万円相当)を本信託の当該事業年度における当社  
株式の平均取得単価により除して得られる数(小数点以下切捨て)を上限とします。

(6) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(5)の信託金の範囲内で予め定める当該事業年度に係る株式  
取得資金を用いて、株式市場から当社株式を取得します。

(7) 役員に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

上記(2)に定める受益者要件を満たした役員は、原則として事業年度ごとのポイントの付与日か  
らそれぞれ3年経過後において、所定の受益者確定手続を行うことにより、固定ポイント及び業績連

動ポイントのそれぞれ 50%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切上げ）の交付を本信託から受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については、受益者である役員の源泉所得税等の納税資金として、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。

なお、信託期間中に役員が退任する場合、当該役員は、当該退任時点で固定ポイント及び業績連動ポイントを算出し、当該ポイントに応じた当社株式等の交付等を受けるものとします。また、信託期間中に役員が死亡した場合には、その時点で固定ポイント及び業績連動ポイントを算出し、当該ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該役員の相続人が受けるものとします。

(8) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（上記（7）により役員に交付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(9) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領した後、固定ポイント及び業績連動ポイントに応じて、上記（7）により交付等が行われる当社株式等とともに役員に給付されるほか、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

(10) 信託期間の満了時及び終了時の取扱い

業績条件の未達成等により、信託期間の満了時に残存株式等が生じた場合、新たな本信託を設定する代わりに、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続利用することがあります。信託期間の満了により本信託を終了させる場合には、本信託から当社に残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを消却することを予定しています。なお、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了させる場合には、当該残余財産のうち信託費用準備金を超過する部分については、対象会社及び役員と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

以 上